

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

県民生活交通課

【告示】

- 一般旅券の発給において人道上の配慮を必要とする場合の指定
 - 農業協同組合法施行細則に定める申請書、報告書その他の書類の様式の一部改正
- （以上県例規集登載）

国際課

組合指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第三十三号

岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成二十八年岡山県条例第九号）の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第三十四号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成十六年岡山県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業協同組合法施行規則（平成十三年農林水産省令第百四十八号）」を「農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号。第二十六条第一項、第二十六条の三第一項及び第二十九条の二において「省令」という。）」に改める。

第三条中「県民局に」を「県民局長を経由して知事に」に改める。

第四条中「県民局」を「県民局長」に改める。

第五条第二項中「当該連合会」を「当該農業協同組合連合会」に、「議決」を「決議」に改める。

第六条第一項第二号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同項第四号中「財産目録」を「最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、成立の日における財産目録又は貸借対照表）」に改め、同項第五号及び第八号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同項第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号の次に次の三号を加える。

十 法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し（同条第三項の規定により、公告を官報のほか、法第九十七条の四第二項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあっては、これらの公告の写し）

十一 法第六十五条第四項において準用する法第五十条第一項の規定に該当する場合にあっては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかつたことを証する監事の作成した書面

十二 法第六十五条第四項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあっては、当該手続を経たことを証する書面

第六条第二項中「次に掲げる」を「合併後の出資の総口数及び総額を記載した」に改

め、同項各号を削る。

第七条第一号中「第九号」を「第十二号」に改め、同条第二号中「前条第二項各号に掲げる」を「前条第二項の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(新設分割の認可申請)

第七条の二 新設分割組合は、法第七十条の三第三項の規定により、新設分割の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 新設分割の理由書
- 二 新設分割の決議をした総会議事録の謄本
- 三 新設分割計画書
- 四 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日における貸借対照表）
- 五 総代会で新設分割の決議をした新設分割組合にあつては、法第七十条の三第五項において準用する法第四十八条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類
- 六 法第七十条の三第五項において準用する法第四十八条の二第二項の規定による総会の招集があつた新設分割組合にあつては、当該総会の開催までの経過を記載した書類及び当該総会議事録の謄本
- 七 新設分割経過報告書
- 八 新設分割の決議をした総会の招集通知の写し
- 九 新設分割に係る理事会議事録の謄本
- 十 法第七十条の三第五項において準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し（同条第三項の規定により、公告を官報のほか、法第九十七条の四第二項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあつては、これらの公告の写し）
- 十一 法第七十条の三第五項において準用する法第五十条第一項の規定に該当する場合にあつては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかつたことを証する監事の作成した書面
- 十二 法第七十条の三第五項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあつては、当該手続を経たことを証する書面

十三 新設分割後の新設分割組合の出資の総口数及び総額を記載した書類

十四 新設分割組合の事業計画書（新設分割の基本方針に関する事項、新設分割後の事業経営についての基本方針に関する事項及び新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を含むものに限る。）

十五 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（事業経営についての基本方針に関する事項及び新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を含むものに限る。）、組合員数、役員履歴書及び事務所の位置を記載した書類

十六 法第七十条の三第五項において準用する法第六十六条第一項の規定により選任された設立委員であることを証する監事の作成した書面及び設立委員会議事録の謄本

十七 その他参考となるべき事項を記載した書類

第八条第一項第二号中「を行うことを議決した」を「の決議をした」に改め、同項第四号中「財産目録」を「最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日における財産目録又は貸借対照表）」に改め、同項第五号及び第八号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同項第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同項第十号中「権利義務承継」を「権利義務の承継」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号の次に次の三号を加える。

十 法第七十条第二項において準用する法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し（同条第三項の規定により、公告を官報のほか、法第九十七条の四第二項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあつては、これらの公告の写し）

十一 法第七十条第二項において準用する法第六十五条第四項において準用する法第五十条第一項の規定に該当する場合にあつては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかつたことを証する監事の作成した書面

十二 法第七十条第二項において準用する法第六十五条第四項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあつては、当該手続を経たことを証する書面

第八条第二項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、第七号を第三号とする。

第九条第一項第四号中「議決」を「決議」に改め、同項第五号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同条第三項中「添えなければ」を「添えて、知事に提出しなければ」に改め、同項第一号中「財産目録及び貸借対照表」を「最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日における貸借対照表）」に改め、同項第二号中「第九十二条第二項」を「第九十七条の四第二項」に改め、「のみ」を削る。

第十条第三号中「を議決した」を「の決議をした」に改める。

第十一条第三号中「議決」を「決議」に改める。

第十二条第一項第二号中「を議決した」を「の決議をした」に改める。

第十三条中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同条第三号中「議決」を「決議」に改める。

第十四条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条第一項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七第三項」に改め、同項第二号中「を議決した」を「の決議をした」に、「で議決した」を「で決議をした」に改め、同条に次の一項を加える。

3 組合は、法第十一条の十七第四項に規定する事項に係る共済規程の変更をしたときは、第一項各号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第十五条中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改め、同条第三号中「議決」を「決議」に改める。

第十六条の見出しを「（信託規程の変更の承認申請等）」に改め、同条第一項中「組合は、法第十一条の二十三第三項」を「農業協同組合は、法第十一条の四十二第三項」に、「次に」を「次に」に改め、「信託規程の廃止の承認を受けようとするときは第一号及び第二号に掲げる書類を」を削り、同項第一号中「又は廃止」を削り、同項第二号中「又は廃止を議決した」を「の決議をした」に改め、同条に次の一項を加える。

3 農業協同組合は、法第十一条の四十二第四項に規定する事項に係る信託規程の変更をしたときは第一項各号に掲げる書類を、信託規程を廃止したときは次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 廃止の理由書

二 廃止の決議をした総会の議案及び議事録の謄本

第十七条中「第十一条の二十六」を「第十一条の四十五」に改める。

第十八条中「第十一条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、同条第三号中「議決」を「決議」に改める。

第十九条の見出し中「又は廃止の承認申請」を「の承認申請等」に改め、同条第一項中「第十一条の二十九第三項」を「第十一条の四十八第三項」に、「次に」を「次に」に改め、「宅地等供給事業実施規程の廃止の承認を受けようとするときは第一号及び第二号に掲げる書類を」を削り、同項第一号中「又は廃止」を削り、同項第二号中「又は廃止を議決した」を「の決議をした」に改め、同条に次の一項を加える。

3 組合は、法第十一条の四十八第四項に規定する事項に係る宅地等供給事業実施規程の変更をしたときは第一項各号に掲げる書類を、宅地等供給事業実施規程を廃止したときは次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 廃止の理由書

二 廃止の決議をした総会の議案及び議事録の謄本

第二十条中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に改め、同条第三号中「議決」を「決議」に改める。

第二十一条の見出しを「(農業経営規程の変更の承認申請等)」に改め、同条第一項中「第十一条の三十二第三項」を「第十一条の五十一第三項」に、「次に」を「次に」に改め、「農業経営規程の廃止の承認を受けようとするときは第一号及び第二号に掲げる書類を」を削り、同項第一号中「又は廃止」を削り、同項第二号中「又は廃止を議決した」を「の決議をした」に改め、同条に次の一項を加える。

3 組合は、法第十一条の五十一第四項に規定する事項に係る農業経営規程の変更をしたときは第一項各号に掲げる書類を、農業経営規程を廃止したときは次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 廃止の理由書

二 廃止の決議をした総会の議案及び議事録の謄本

第二十三条第二号及び第三号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同条第五号中「法第五十条の二第四項において準用する法第四十九条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表」を「最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、成立の日における貸借対照表)」に改め、同条第六号中「法第五十条の二第四項において準用する法第四十九条第三項」を「同条第三項」に、「第九十二条第二項」を「第九十七条の四第二項」に改め、「のみ」を削る。

第二十四条中「譲渡及び」を「譲渡又は」に改め、同条第二号及び第三号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日における貸借対照表）

第二十四条第五号中「法第五十条の四第四項において準用する法第四十九条第三項」を「同条第三項」に、「第九十二条第二項」を「第九十七条の四第二項」に改め、「のみ」を削る。

第二十五条の見出し中「議決」を「決議」に改め、同条中「の議決」を「の決議」に改め、同条第二号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同条第三号中「及び出資組合にあつては、」を「又は」に改め、同条第五号中「を議決した」を「の決議をした」に改める。

第二十六条中「第六十四条第四項」を「第六十四条第五項」に改め、同条第二号中「及び出資組合にあつては、」を「又は」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

組合（法第六十四条第二項の組合を除く。第二十六条の三第一項において同じ。）は、総会の決議により解散したときは、省令第二百八条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 前条第一号及び第三号から第六号までに掲げる書類

二 その他参考となるべき事項を記載した書類

第二十六条の次に次の二条を加える。

（事業を廃止していない旨の届出）

第二十六条の二 法第六十四条の二第一項の規定による休眠組合が事業を廃止していない旨の届出書は、同項に定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 直近の総会議事録の謄本

二 財産目録又は貸借対照表

2 前項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の二第一項の規定による農事組合法人が事業を廃止していない旨の届出について準用する。

（継続の届出）

第二十六条の三 組合は、法第六十四条の三第一項の規定により組合が継続したときは、

同条第三項に定めるところにより、省令第二百八条の三に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 継続の理由書
- 二 継続の決議をした日における財産目録又は貸借対照表
- 三 理事の名簿
- 四 継続の決議をした総会の招集通知の写し
- 五 継続に係る清算人会の議事録の謄本
- 六 事業計画書
- 七 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の三第一項の規定により農事組合法人が継続した場合の届出について準用する。この場合において、前項中「第二百八条の三」とあるのは、「第二百七条の五第三項において準用する省令第二百八条の三」と読み替えるものとする。

第二十七条の見出し中「議決」を「決議」に改め、同条中「の議決」を「(創立総会を含む。)の決議」に改める。

第二十八条第二項中「議決した」を「決議をした」に改める。
第二十九条の次に次の一条を加える。

(理事等の構成の特例の承認申請)

第二十九条の二 組合は、省令第七十六条の二第一項第三号イの承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 理事の定数の過半数を法第三十条第十二項各号に掲げる者又は省令第七十六条の二第一項第一号に規定する認定農業者に準ずる者としてすべし理事の選挙又は選任に著しい困難が生ずると判断した理由書
- 二 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の規定は、経営管理委員設置組合が省令第七十六条の二第二項第三号イの承認を受けようとする場合について準用する。この場合において、前項第一号中「理事」とあるのは「経営管理委員」と、「第三十条第十二項各号」とあるのは「第三十条第十二項第一号」と読み替えるものとする。

第三十条の見出しを「(団体協約の報告)」に改め、同条第一項中「規定による団体協約又は法第十九条第一項の規定による施設の専用契約」を「団体協約」に改める。

第三十二条第一項第三号中「第四十条の二」を「第四十一条」に、「役員」を「役員又は会計監査人」に改め、同項第五号中「又は法」を「又は」に改める。

第三十四条に次のただし書を加える。

ただし、法第六十四条第四項の規定による届出をした場合は、この限りでない。

第三十五条中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改める。

第三十六条中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に改める。

第三十七条第一項中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改め、同項第三号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同項第四号中「議決」を「決議」に改める。

第三十八条の見出し中「一時理事」を「一時理事の職務を行うべき者」に改め、同条中「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の二十二」に、「一時理事」を「一時理事の職務を行うべき者」に改める。

第三十九条中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、同条第二号中「及び出資農事組合法人にあつては、」を「又は」に改め、同条第三号中「議決」を「決議」に改める。

第四十条中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改める。

第四十一条を削る。

第四十二条第二項中「を議決」を「について決議」に改め、同条を第四十一条とし、第四十三条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(組織変更の届出)

第四十三条 出資組合又は出資農事組合法人は、株式会社への組織変更をしたときは、法第七十三条の十に定めるところにより、届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

一 組織変更計画書

二 組織変更の決議をした総会議事録の謄本

三 組織変更後の登記事項証明書

2 前項の規定は、非出資組合又は非出資農事組合法人が一般社団法人への組織変更をしたときの法第八十条において準用する法第七十三条の十の規定による届出について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百二十九号

岡山県県民生活関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第十一号）第二条第五号に規定する一般旅券の発給において人道上の配慮を必要とする場合を次のとおり定める。

なお、平成二十六年岡山県告示第三百二十八号は、廃止する。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 外国において申請者の親族（二親等内の親族に限る。）が病気、事故、天災等により、死亡し、又は生命若しくは身体に危険が生じたため、申請者が緊急に渡航しなければならぬ場合
- 二 真にやむを得ない事情により、申請者が前号に規定する者とともに緊急に渡航しなければならぬ場合
- 三 外国における事故、天災等により、業務に関する急迫の事態が生じたため、申請者でなければ対応が困難であると認められ、申請者が緊急に渡航しなければならない場合

◎岡山県告示第二百三十号

農業協同組合法施行細則に定める申請書、報告書その他の書類の様式（平成十六年岡山県告示第四百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

本則第三号の次に次の一号を加える。

三の二 細則第七条の二の規定による農業協同組合新設分割認可申請書 様式第三号の二

本則第十二号中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の二 細則第十四条第三項の規定による農業協同組合共済規程変更届出書 様式第十二号の二

本則第十四号中「第十六条」を「第十六条第一項」に、「農業協同組合信託規程変更（廃止）承認申請書」を「農業協同組合信託規程変更承認申請書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十四の二 細則第十六条第三項の規定による農業協同組合信託規程変更（廃止）届出書 様式第十四号の二

本則第十七号中「第十九条」を「第十九条第一項」に、「農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更（廃止）承認申請書」を「農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更承認申請書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 細則第十九条第三項の規定による農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届出書 様式第十七号の二

本則第十九号中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「農業協同組合農業経営規程変更（廃止）承認申請書」を「農業協同組合農業経営規程変更承認申請書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十九の二 細則第二十一条第三項の規定による農業協同組合農業経営規程変更（廃止）届出書 様式第十九号の二

本則第二十三号中「農業協同組合解散議決認可申請書」を「農業協同組合解散議決認可申請書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十三の二 細則第二十六条第一項の規定による農業協同組合解散届出書（総会決議）

様式第二十三号の二

本則第二十四号中「第二十六条」を「第二十六条第二項」に改め、同号の次に次の四号を加える。

二十四の二 細則第二十六条の二第一項の規定による事業を廃止していない旨の届出書（農業協同組合） 様式第二十四号の二

二十四の三 細則第二十六条の二第二項の規定による事業を廃止していない旨の届出書（農事組合法人） 様式第二十四号の三

二十四の四 細則第二十六条の三第一項の規定による農業協同組合継続届出書 様式第二十四号の四

二十四の五 細則第二十六条の三第二項の規定による農事組合法人継続届出書 様式第二十四号の五

本則第二十五号中「農業協同組合検査（議決等の取消し）請求書」を「農業協同組合検査（決議等の取消し）請求書」に改める。

本則第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 細則第二十九条の二の規定による農業協同組合理事（経営管理委員）構成特例承認申請書 様式第二十九号の二

本則第三十号中「農業協同組合団体協約（施設専用契約）締結報告書」を「農業協同組合団体協約締結報告書」に改める。

本則第三十一号中「農業協同組合団体協約（施設専用契約）解除報告書」を「農業協同組合団体協約解除報告書」に改める。

本則第三十二号中「農業協同組合役員改選（理事解任）（理事の行為の差止め、役員責任を追及する訴えの提起、参事（会計主任）解任、総会（臨時総会）招集）請求に関する報告書」を「農業協同組合役員改選（理事解任）（理事の行為の差止め、役員責任を追及する訴えの提起、参事（会計主任）解任、総会（臨時総会）招集）請求に関する報告書」に改める。

本則第三十三号中「農業協同組合役員改選（理事解任）（理事の行為の差止め、役員責任を追及する訴えの提起、参事（会計主任）解任、総会（臨時総会）招集）請求に対する措置完了報告書」を「農業協同組合役員改選（理事解任）（理事の行為の差止め、役員（会計監査人）の責任を追及する訴えの提起、参事（会計主任）解任、総会（臨時総会）招集）請求に対する措置報告書」に改める。

本則第四十号中「農事組合法人一時理事の選任請求書」を「農事組合法人一時理事の職務を行うべき者の選任請求書」に改める。

本則第四十三号を削る。

本則第四十四号中「第四十二条」を「第四十一条」に、「様式第四十四号」を「様式第四十三号」に改め、同号を本則第四十三号とする。

本則第四十五号中「第四十三条」を「第四十二条」に、「様式第四十五号」を「様式第四十四号」に改め、同号を本則第四十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十五 細則第四十三条の規定による農業協同組合組織変更届出書 様式第四十五号
四十六 細則第四十三条の規定による農事組合法人組織変更届出書 様式第四十六号
様式第二号添付書類2中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同添付書類4中

「財産目録」を「最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、成立の日における財産目録又は貸借対照表）」に改め、同添付書類5及び6中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同添付書類12を15とし、同添付書類11中「次の」を「合併後の出資の総口数及び総額を記載した」に改め、同11中(1)から(5)までを削り、同11を同添付書類14とし、同添付書類10を13とし、9の次に次のように加える。

10 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告の写し（同条第3項の規定により、公告を官報のほか、同法第97条の4第2項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあっては、これらの公告の写し）

11 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第50条第1項の規定に該当する場合にあっては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかつたことを証する監事の作成した書面

12 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を経た場合にあっては、当該手続を経たことを証する書面
様式第三号②中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同3②中「財産目録」を「最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、成立の日における財産目録又は貸借対照表）」に改め、同3⑤及び⑥中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同3⑬を⑭とし、同3⑱中「次の」を「合併後の出資の

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第3号の2

第 年 月 日 号

岡山県知事 殿

新設分割組合
所在地
名称
設立委員 氏 名[㊤]
(以下設立委員全員上にならう)

農業協同組合新設分割認可申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の3第3項の規定により、農業協同組合の新設分割の認可を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 新設分割設立組合の所在地及び名称
- 2 添付書類
 - (1) 新設分割の理由書
 - (2) 新設分割の決議をした総会（総代会）議事録の謄本
 - (3) 新設分割計画書
 - (4) 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日における貸借対照表）
 - (5) 総代会で新設分割の決議をした新設分割組合にあつては、農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
 - (6) 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第48条の2第2項の規定による総会の招集があつた新設分割組合にあつては、当該総会の開催までの経過を記載した書類及び当該総会議事録の謄本
 - (7) 新設分割経過報告書
 - (8) 新設分割の決議をした総会（総代会）の招集通知の写し
 - (9) 新設分割に係る理事会議事録の謄本
 - (10) 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告の写し（同条第3項の規定により、公告を官報のほか、同法第97条の4第2項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあつては、これらの公告の写し）
 - (11) 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第50条第1項の規定に該当する場合にあつては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかつたことを証する監事の作成した書面
 - (12) 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を経た場合にあつては、当該手続を経たことを証する書面
 - (13) 新設分割後の新設分割組合の出資の総口数及び総額を記載した書類
 - (14) 新設分割組合の事業計画書（新設分割の基本方針に関する事項、新設分割後の事業経営についての基本方針に関する事項及び新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

- (15) 新設分割設立組合の定款，各種事業実施規程，事業計画書（事業経営についての基本方針に関する事項及び新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。），組合員数，役員の履歴書及び事務所の位置を記載した書類
- (16) 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第66条第1項の規定により選任された設立委員であることを証する監事の作成した書面及び設立委員会議事録の謄本
- (17) その他参考となるべき事項を記載した書類

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第12号の2

第 年 月 日 号

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合共済規程変更届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の17第4項の規定により、共済規程の変更を関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更の理由書及び共済規程の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 変更の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録の謄本（農業協同組合法第44条第5項の規定により、理事会で決議をした場合にあつては、当該理事会の議案及び議事録の謄本）
- 3 現行の共済規程の全文を記載した書類

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

別記

変更の理由書及び共済規程の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

第百三十三号中「第11条の23第1項」や「第11条の42第1項」及び「同条七号中「議決」や「決議」とあるを。

第百三十四号中「農業協同組合信託規程変更(廃止)承認申請書」や「農業協同組合信託規程変更承認申請書」及び「第11条の23第3項」や「第11条の42第3項」及び「変更(廃止)の」や「変更の」とある。同条七号中「又は廃止」及び「変更の場合にあっては」や並に「同条七号中「又は廃止を議決した」や「の決議をした」とある。同条七号中「変更の場合にあっては、」や並に「信託規定」や「信託規程」に於て、同様の次に次の一様式を加える。

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第14号の2

第 年 月 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合信託規程変更（廃止）届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の42第4項の規定により、信託規程の変更（廃止）を関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更又は廃止の理由書及び変更の場合にあつては信託規程の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 変更又は廃止の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録の謄本
- 3 変更の場合にあつては、現行の信託規程の全文を記載した書類

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

別記

変更の理由書及び信託規程の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

様式第十五号中「第11条の26」を「第11条の45」に改める。

様式第十六号中「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に改め、同様式添付書類3中「議決」を「決議」に改める。

様式第十七号中「農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更（廃止）承認申請書」を「農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更承認申請書」に、「第11条の29第3項」を「第11条の48第3項」に、「変更（廃止）の」を「変更の」に改め、同様式添付書類1中「又は廃止」及び「変更の場合にあつては」を証す、同添付書類2中「又は廃止を議決した」を「の決議をした」に改め、同添付書類3中「変更の場合にあつては、」を削り、同様式の次に次の様式を加える。

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第17号の2

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の48第4項の規定により、宅地等供給事業実施規程の変更（廃止）を関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更又は廃止の理由書及び変更の場合にあっては宅地等供給事業実施規程の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 変更又は廃止の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録の謄本
- 3 変更の場合にあっては、現行の宅地等供給事業実施規程の全文を記載した書類

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

別記

変更の理由書及び宅地等供給事業実施規程の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

様式第十八号中「第11条の32第1項」や「第11条の51第1項」に定める「回覧付添付書類」中「議決」や「決議」に定める。

様式第十九号中「農業協同組合農業経営規程変更(廃止)承認申請書」や「農業協同組合農業経営規程変更承認申請書」及び「第11条の32第3項」や「第11条の51第3項」並びに「変更(廃止)の」や「変更の」に定める「回覧付添付書類」中「又は廃止」及び「変更の場合にあっては」や「又は」に定める「回覧付書類」中「又は廃止を議決した」や「の決議をした」に定める「回覧付書類」中「変更の場合にあっては、」や「又は」に定める「回覧付書類」に次の様式を加える。

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第19号の2

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合農業経営規程変更（廃止）届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51第4項の規定により、農業経営規程の変更（廃止）を関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更又は廃止の理由書及び変更の場合にあっては農業経営規程の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 変更又は廃止の決議をした総会（総代会）の議案及び議事録の謄本
- 3 変更の場合にあっては、現行の農業経営規程の全文を記載した書類

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

別記

変更の理由書及び農業経営規程の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

第47条第11号の②及び③中「を議決した」や「の決議をした」は「第92条第2項」や「第97条の4第2項」は「第92条第2項」及び「第97条の4第2項」のみとする。

第48条第11号の②及び③中「を議決した」や「の決議をした」は「第92条第1項」及び「第97条の4第4項」において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表」や「最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合）においては、成立の日における貸借対照表）」は「第92条第1項」及び「第97条の4第4項」において準用する同法第49条第3項」及び「同法第3項」及び「第92条第2項」及び「第97条の4第2項」は「第92条第2項」及び「第97条の4第2項」のみとする。

第49条第11号の②「農業協同組合解散決議認可申請書」及び「農業協同組合解散決議認可申請書」及び「の議決」や「の決議」は「第92条第1項」及び「第92条第2項」及び「の議決をした」は「第92条第1項」及び「第92条第2項」及び「又は」は「第92条第2項」及び「を議決した」や「の決議をした」は「第92条第1項」及び「第92条第2項」のみとする。

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第23号の2

第 年 月 日 号

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合解散届出書（総会決議）

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第64条第4項の規定により、農業協同組合の解散を届け出ます。

記

- 1 解散の決議をした総会の開催年月日
- 2 添付書類
 - (1) 解散の理由書
 - (2) 解散の決議をした総会（総代会）議事録の謄本
 - (3) 解散時の財産目録又は貸借対照表
 - (4) 清算人名簿
 - (5) 解散の決議をした総会（総代会）の招集通知の写し
 - (6) 解散に係る理事会議事録の謄本
 - (7) 解散の登記に係る登記事項証明書
 - (8) その他参考となるべき事項を記載した書類

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第二十四号中「第64条第4項」を「第64条第5項」に改め、同様式2(2)中「及び
田舎組合」は、「を」「又は」に改め、同様式の次に次の四様式を加える。

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第24号の2

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

事業を廃止していない旨の届出書（農業協同組合）

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第64条の2第1項の規定により、事業を廃止していない旨を届け出ます。

記

添付書類

- 1 直近（ 年 月 日）の総会（総代会）議事録の謄本
- 2 財産目録又は貸借対照表

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第24号の3

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

所在地
法人の名称
代表理事 氏 名[㊤]

事業を廃止していない旨の届出書（農事組合法人）

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第73条第4項において準用する同法第64条の2第1項の規定により、事業を廃止していない旨を届け出ます。

記

添付書類

- 1 直近（ 年 月 日）の総会議事録の謄本
- 2 財産目録又は貸借対照表

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第24号の4

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合継続届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第64条の3第1項の規定により農業協同組合の継続の決議をしたので、その旨を届け出ます。

記

- 1 継続の理由
- 2 添付書類
 - (1) 継続の理由書
 - (2) 継続の決議をした総会（総代会）議事録の謄本
 - (3) 継続の決議をした日における財産目録又は貸借対照表
 - (4) 理事の名簿
 - (5) 継続の決議をした総会（総代会）の招集通知の写し
 - (6) 継続に係る清算人会の議事録の謄本
 - (7) 事業計画書
 - (8) 継続の登記に係る登記事項証明書
 - (9) その他参考となるべき事項を記載した書類

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第24号の5

第 年 月 日
号 日

岡山県知事 殿

所在地
法人の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農事組合法人継続届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第73条第4項において準用する同法第64条の3第1項の規定により農事組合法人の継続の決議をしたので、その旨を届け出ます。

記

- 1 継続の理由
- 2 添付書類
 - (1) 継続の理由書
 - (2) 継続の決議をした総会議事録の謄本
 - (3) 継続の決議をした日における財産目録又は貸借対照表
 - (4) 理事の名簿
 - (5) 継続の決議をした総会の招集通知の写し
 - (6) 継続に係る清算人会の議事録の謄本
 - (7) 事業計画書
 - (8) 継続の登記に係る登記事項証明書
 - (9) その他参考となるべき事項を記載した書類

様式第二十五号中「農業協同組合検査（議決等の取消し）請求書」や「農業協同組合検査（決議等の取消し）請求書」及び「の検査（議決等）」や「の検査（決議等）」に改める。同様式1②中「議決」を「決議」に改める。

様式第二十六号添付書類2中「を議決した」を「の決議をした」に改める。
様式第二十九号の次に次の様式を加える。

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第29号の2

第 年 月 日 号

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合理事（経営管理委員）構成特例承認申請書

農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第76条の2第1項第3号イ（第2項第3号イ）の規定により、次のとおり承認を申請します。

記

- 1 理事（経営管理委員）の選挙又は選任の時期 年 月 日
- 2 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第30条第12項各号（第1号）に掲げる者の数 名
- 3 理事（経営管理委員）の定数 名
- 4 認定農業者に準ずる者の数 名
- 5 添付書類
 - （1） 理事（経営管理委員）の定数の過半数を2又は4の者とする事とすれば理事の選挙又は選任に著しい困難が生ずると判断した理由書
 - （2） その他参考となるべき事項を記載した書類

第43条三十一号中「農業協同組合団体協約（施設専用契約）締結報告書」や「農業協同組合団体協約締結報告書」及び「（第19条第1項）」や「（施設専用契約）を締結した」や「を締結した」及び「（施設専用契約）の名称」や「の名称」及び「」。

第43条三十一号中「農業協同組合団体協約（施設専用契約）解除報告書」や「農業協同組合団体協約解除報告書」及び「（施設専用契約）を解除した」及び「を解除した」及び「（施設専用契約）」及び「」。

第43条三十二号中

「農業協同組合役員改選（理事解任）（理事の行為の差止め・役員
の責任を追及する訴えの提起・参事（会計主任）解任・総会（臨時総会）招集）請求に関する報告書」

「農業協同組合役員改選（理事解任）（理事の行為の差止め・役員
（会計監査人）の責任を追及する訴えの提起・参事（会計主任）解任・総会（臨時総会）招集）請求に関する報告書」及び「第40条の2」
及び「第41条」及び「」。

第43条三十三号中

「農業協同組合役員改選（理事解任）（理事の行為の差止め・役員
の責任を追及する訴えの提起・参事（会計主任）解任・総会（臨時総会）招集）請求に対する措置報告書」

「農業協同組合役員改選（理事解任）（理事の行為の差止め・役員
（会計監査人）の責任を追及する訴えの提起・参事（会計主任）解任・総会（臨時総会）招集）請求に対する措置報告書」
及び「第72条の16第4項」及び「第72条の32第4項」及び「第72条の18第3項」及び「第72条の35第3項」及び「第72条の29第2項」及び「第72条の12の6」及び「第72条の22」及び「、一時理事」及び「、一時理事の職務を行うべき者」及び「」。

第43条四十四号中「農事組合法人一時理事の選任請求書」及び「農事組合法人一時理事の職務を行うべき者の選任請求書」及び「第72条の12の6」及び「第72条の22」及び「、一時理事」及び「、一時理事の職務を行うべき者」及び「」。

様式第四十一号中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同様式添付書類2中「及び出資農事組合法人にあつては、」を「又は」に改め、同添付書類3中「議決」を「決議」に改める。

様式第四十二号中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改める。

様式第四十三号を削る。

様式第四十四号中「第42条」を「第41条」に改め、同様式添付書類2中「を議決した」を「について決議をした」に改め、同様式を様式第四十三号とし、様式第四十五号を様式第四十四号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第45号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

所在地
(旧組合の名称)
(代表理事 氏 名)
新法人名
代表取締役 (代表理事)
氏 名[㊤]

農業協同組合組織変更届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第73条の10（第80条において準用する同法第73条の10）の規定により，農業協同組合の組織変更を関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更後の組織 株式会社・一般社団法人
- 2 組織変更年月日
- 3 添付書類
 - (1) 組織変更計画書
 - (2) 組織変更の決議をした総会（総代会）議事録の謄本
 - (3) 組織変更後の登記事項証明書

注 1については，該当しない組織を削ること。

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

様式第46号

第 年 月 日
号

岡山県知事 殿

所在地
(旧法人の名称)
(代表理事 氏 名)
新法人名
代表取締役 (代表理事)
氏 名[㊤]

農事組合法人組織変更届出書

農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) 第73条の10 (第80条において準用する同法第73条の10) の規定により, 農事組合法人の組織変更を関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更後の組織 株式会社・一般社団法人
- 2 組織変更年月日
- 3 添付書類
 - (1) 組織変更計画書
 - (2) 組織変更の決議をした総会議事録の謄本
 - (3) 組織変更後の登記事項証明書

注 1については, 該当しない組織を削ること。

平成28年4月1日 岡山県公報 号外

附則

この告示は、公布の日から施行する。